

# 自宅相続登記プラン

## 自宅の相続登記そのままになっていませんか？

下記がすべて「はい」ならば、プラン適用が可能です。※



- 相続財産のほとんどはご自宅である
- 自宅の承継者について相続人全員で合意している
- 自宅は被相続人の名義である
- 相続人に未成年者・認知症の方はいない
- 相続人に行方不明の方はいない

※その他の条件もございます。詳細は裏面または直接お問い合わせください。

### 初回のご相談は無料です

# ☎ 047-470-5001

相続一般のご相談も  
お気軽に

相続登記をそのままにしておくと、売却したいときにできなかつたり、後日に余計な手間や費用がかかることも。昨今問題化している空き家の原因にもなりかねません。そこで、ご自宅の登記に特化した3つのプランをご用意しました。戸籍集めもおまかせのフルプランや他の手続きなどすでに書類一式がお手元にある方向けのシンプルプランなど。ご都合に合わせてお選びいただけます。ぜひこの機会にご検討ください。

## ご自宅の不動産の名義変更が必要な方へ・3つのプラン

すべておまかせ！  
フルプラン

### ¥77,000~

- 戸籍等の収集
- 相続人の確定
- 相続関係図の作成(登記用)
- 評価証明書の取得
- 遺産分割協議書の作成
- 相続登記申請

戸籍等の収集はご自身で！  
ライトプラン

### ¥62,000~

- 相続人の確定
- 相続関係図の作成(登記用)
- 評価証明書の取得
- 遺産分割協議書の作成
- 相続登記申請

書類がそろっている方  
シンプルプラン

### ¥50,000~

- 相続人の確定
- 相続関係図の作成(登記用)
- 相続登記申請

※表示の金額は司法書士報酬(税別)です。詳細は裏面をご覧ください。

司法書士・行政書士  
**和久咲法務事務所**

〒275-0001  
千葉県習志野市東習志野8-13-10-302  
Tel : 047-470-5001  
Fax : 047-470-5002

## 自宅相続登記プラン（ご自宅の名義変更のための特別プランです・平成29年8月現在）

下記価格は司法書士報酬（税別）です。

そのほかに個別加算報酬及び登録免許税、戸籍取得費、通信費等の実費がかかります。

対象外の場合でも別途お見積りいたします。

プラン名	フルプラン	ライトプラン	シンプルプラン
司法書士報酬（税別）	77,000円～	62,000円～	50,000円～
	すべておまかせ	戸籍・住民票は ご依頼者様で	他の手続で戸籍・遺産分割協議書・評価証明書等のご用意もある方
戸籍・住民票の収集	○		
相続人確定	○	○	○
相続関係図作成（登記用）	○	○	○
評価証明書取得	○	○	
遺産分割協議書作成	○	○	
相続登記申請	○	○	○
プラン前提	<p>※<b>自宅</b>→被相続人（亡くなった方）がお住まいだった物件            ※相続物件の中に自宅以外の<b>賃貸物件（アパートなど）・別荘・事業用地などの物件が含まれる</b>場合は、通常の相続登記のお見積りをさせていただきます。            ※遺産の取得につき<b>相続人全員が合意</b>していること。            ※登記所の管轄は1か所であること            ※遺産分割協議書の内容は、ご自宅の相続に関するものとなります。            ※<b>相続人代表者の方と直接のご面談・他の相続人の方とは電話等での確認</b></p>		
備考	個別加算事項等	相続人が兄弟姉妹の場合 <b>25,000円加算</b> 相続人全員の印鑑証明書をご用意ください。	相続人が兄弟姉妹の場合 <b>20,000円加算</b>
	共通加算事項	<p>※<b>相続人の数</b>            3名まで（中間の相続人の人数（代襲される人等）を含みます）            上記を超える場合、1名につき8,000円加算</p> <p>※<b>不動産の数</b>            一戸建 3個まで（例・建物1棟・底地2筆）            区分建物 5個まで（例・専有部分1個・敷地4筆）            上記を超える場合、不動産1個につき8,000円加算</p> <p>※<b>書類不足等</b>            戸籍等不足時 1通1,500円+実費（3通まで）4通以上はフルプランになります。            遺産分割協議書の不備・再作成（シンプルプラン）10,000円</p> <p>※<b>本人確認のための面談（出張費）</b>            0～50,000円（場所・地域等によります）</p>	
	遺言の使用 別途見積	<p>※<b>遺言の使用</b>            検認手続が必要な場合があるため、上記プランに基づき別途お見積りを致します。</p>	
	適用対象外事項	<p>※<b>被相続人について</b>            次の場合は当プランの対象外です。            ・対象不動産の<b>登記名義が被相続人でない</b>場合            例：被相続人→父・登記名義→祖父            ・<b>被相続人が外国籍</b>の場合</p> <p>※<b>相続人について</b>            相続人の中に次の方が含まれる場合は当プランの対象外です。  <b>未成年者・成年被後見人等・ご自身の意思が明確に伝えられない方・外国籍の方・海外在住の方・行方不明の方・特殊な事情（収監中など）がある方</b></p> <p>※その他            ご事情により適用できない場合もございます。</p>	
	概算費用例	被相続人：父（日本人）・相続人：3人（母・子1・子2） 相続財産：父名義の自宅（土地・建物）固定資産評価額：土地1,500万円・建物500万円 フルプラン： 77,000円（報酬）+80,000円（登録免許税）+15,000円（実費・消費税）=172,000円 ライトプラン： 62,000円（報酬）+80,000円（登録免許税）+9,000円（実費・消費税）=151,000円 ※上記は費用例です。受任時は個別にお見積りをさせていただきます。	